

首都圏中央連絡自動車道（大栄～松尾横芝） 芝山トンネル技術検討会

設 立 趣 意 書

東日本高速道路(株) 関東支社 千葉工事事務所

首都圏中央連絡自動車道（大栄～松尾横芝）新設事業は、区間延長約18kmのうち、約0.6kmの芝山トンネル（仮称）を有する。

芝山トンネルは、砂質地盤が主体となる地山を掘進する工事となるが、これまでに千葉県内の圏央道沿線のトンネル工事では、同様の地質条件下において、流砂現象による陥没事象が発生しており、また、極めて厳しい条件下での施工となることから、適切な補助工法の選定などの施工技術等に関して確認、検討すべき課題が存在する。したがって、施工中における実際のトンネルの地盤の状況や掘進状況を確認し、検討することが必要である。

このため、首都圏中央連絡自動車道（大栄～松尾横芝）芝山トンネルに関し、トンネルの施工技術等について確認、検討することを目的として、トンネル施工技術の専門家、関係機関により本検討会を設置するものである。

首都圏中央連絡自動車道（大栄～松尾横芝）芝山トンネル技術検討会 規 約

（設 置）

第1条 首都圏中央連絡自動車道（大栄～松尾横芝）芝山トンネル技術検討会（以下、「検討会」という。）は、東日本高速道路(株)関東支社千葉工事事務所が設置する。

（目 的）

第2条 検討会は、芝山トンネルにおける施工技術等に関する技術的な検討を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 検討会は、以下について検討等を行う。

- (1) トンネルの施工に関する事項
- (2) その他必要な事項

（検討会の運営）

第4条 検討会には委員長を置き、検討会は、委員長が招集する。

2. 委員長は、事務局が推薦し、委員の了承を得て決定する。
3. 委員は、別紙1のとおりとする。
4. 委員長は、委員に諮った上で、委員の変更または追加を行うことができる。
5. 委員長は、必要に応じ、会議へのオブザーバの出席を求めることができる。
6. 委員長が職務を遂行できない場合、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（中立性）

第5条 委員は、検討会の設置目的に照らし、公正中立な立場から審議等にあたらなければならない。

（守秘義務）

第6条 委員等は、審議で知り得た内容について、検討会の許可無く第三者に漏らしてはならない。また、委員等の職を退いた後も同様とする。

(委員の任期)

第7条 委員等の任期は、第3条に定める事項が終了するまでとする。

(検討会の公開)

第8条 検討会の設立趣意書、規約、委員名簿、配布資料および議事要旨については公開とする。

2. 会議および議事については原則非公開とする。
3. これにより難しい場合は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

(事務局)

第9条 事務局は、東日本高速道路(株)関東支社千葉工事事務所に置く。

(その他)

第10条 本規約に定めのない事項等は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

附 則 この規約は、令和5年3月3日から施行する。

委 員 名 簿

- 委員長 真下 英人 (一社) 日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所長
- 委 員 日下 敦 (国研) 土木研究所 つくば中央研究所
道路技術研究グループ上席研究員
- 委 員 中野 清人 (株)高速道路総合技術研究所 道路研究部 トンネル研究担当部長
- 委 員 大津 敏郎 東日本高速道路(株) 技術本部 総合技術センター エキスパート
- 委 員 笹原 壮雄 東日本高速道路(株) 関東支社 千葉工事事務所長
- 委 員 小島 昌希 国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所長